

令和3年5月10日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

緊急事態宣言対象区域への福岡県の追加決定（5月7日発表、5/12～5/31）を受けての市民団体等の活動について（令和3年5月10日更新）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和3年5月12日から福岡県が緊急事態宣言対象区域に追加されます。これを受けて、古賀市の対策本部で今後の対応について検討し、古賀市では「市主催行事は原則中止または延期」「公共施設は原則閉館」の方針を決定し、下記の方針を決定しました。お手数おかけしますが、分館長様に対しましてもご連絡くださいますようお願いいたします。

市民団体のみなさまにおかれましては、自分と大切な人の命を守るため、私たち一人一人が日々の生活の中での感染防止策を強く意識し、徹底して自らの行動につなげていただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくようお願いいたします。

記

1 期間中の市民団体（※）の活動について

「市主催行事の原則中止又は延期」「公共施設の原則閉館」とする市の対処方針に基づき、市民団体におかれましても期間中（5/12～5/31）の感染拡大につながるおそれのある行事及び会合の中止又は延期並びに地域の公民館・集会所の使用中止の検討をお願いいたします。

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931